

議案第103号

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市授業料等徴収条例（平成13年さいたま市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 この条例は、さいたま市立の高等学校の授業料、入学料及び入学選考手数料、 <u>さいたま市立の中等教育学校の授業料、進級料、入学料及び入学選考手数料並びにさいたま市立浦和中学校（次条において「中学校」という。）の入学選考手数料</u> （以下「授業料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。				第1条 この条例は、さいたま市立の高等学校の授業料、入学料及び入学選考手数料並びにさいたま市立浦和中学校（次条において「中学校」という。）の入学選考手数料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。			
(授業料等の額)				(授業料等の額)			
第2条 授業料等の額は、次の表に定めるとおりとする。				第2条 授業料等の額は、次の表に定めるとおりとする。			
学校の別	授業料等の区分		授業料等の額	学校の別	授業料等の区分		授業料等の額
高等学校	[略]			高等学校	[略]		
中等教育 学校	授業料 (後期 課程)	市内生	年額 118,800円				
		市外生	年額 180,000円				
	進級料	後期課程 に進級する 市内生	5,650円				
		後期課程 に進級する 市外生	73,000円				

	入学料	後期課程 へ転入学 又は編入 学を許可 された市 内生	5,650円
		後期課程 へ転入学 又は編入 学を許可 された市 外生	73,000円
	入学選考手数料		2,200円
中学校	[略]		

2 一の年度において高等学校及び中等教育学校の後期課程に在学する月の数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月額相当授業料」という。）に当該月の数を乗じて得た額とする。

3 [略]

（授業料等の徴収方法）

第4条 [略]

2 入学料又は進級料は、入学（転入学等を含む。以下同じ。）又は進級の許可をした日の属する月の末日までに徴収する。

3 入学選考手数料は、入学願書の提出の日までに徴収する。

（授業料、進級料又は入学料の減免）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料、進級料又は入学料を減額し、又は免除することができる。

（授業料、進級料又は入学料の督促）

第8条 市長は、授業料、進級料又は入学料を滞納した者がある場合において、その納期限後1月を経過しても納付しないときは、督促状を発しなければならない。

	入学選考手数料		
中学校	[略]		

2 一の年度において高等学校に在学する月の数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月額相当授業料」という。）に当該月の数を乗じて得た額とする。

3 [略]

（授業料等の徴収方法）

第4条 [略]

2 入学料は、入学（転入学等を含む。以下同じ。）の許可をした日の属する月の末日までに徴収する。

3 入学選考手数料は、入学願書の受付の際に徴収する。

（授業料又は入学料の減免）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料又は入学料を減額し、又は免除することができる。

（授業料又は入学料の督促）

第8条 市長は、授業料又は入学料を滞納した者がある場合において、その納期限後1月を経過しても納付しないときは、督促状を発しなければならない。

## 附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。